

## 軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会 会議録

1. 開催日時 令和7年12月4日（木）

15:00～16:45

2. 開催場所 軽井沢町中央公民館 講義室

3. 出席者

委員：部会長、A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、F委員、G委員、H委員、I委員、J委員、K委員、L委員、M委員、N委員、O委員、P委員、Q委員、①委員、②委員、③委員、④委員、⑤委員、⑥委員、⑦委員、⑧委員、⑨委員、⑩委員、⑪委員、⑫委員、⑬委員

理事者：副町長

事務局：事務局A、事務局B、事務局C

### 4. 協議事項

- (1) 「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」の施行日について
- (2) 軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例の改正（罰則規定の新設及び公表規定の改正）について
- (3) 軽井沢町の自然保護対策要綱等（合併処理浄化槽の処理水の処理方法）の改正について
- (4) 「樹木管理及び緑化に関する基本方針」の策定について
- (5) その他

5. 傍聴人数 14名

6. 議事内容 以下のとおり

### 1. 開会

【事務局A】 (●●●●●●)

お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

【事務局A】 (●●●●●●) でございます。会議冒頭の進行を務めさせていただきますが、よろしくお願ひいたします。

定刻となりましたので、只今から軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会を開催いたします。なお、本日の部会は体調不良等により多数の欠席者が見込まれましたので、急遽オンラインによる参加を可としたことをご報告させていただきます。

軽井沢町自然保護審議会条例第8条第6項の規定により、同条例

第6条を準用します本部会は、委員40名のうち、出席者26名でございますので、第6条第2項の規定による定数に達しておりますので、会議が成立了しました。

なお、オンラインによる出席は、【J委員】(●●●●●●●●)、【A委員】(●●●●●●●●)となっております。また、【L委員】(●●●●●●●●)、【M委員】(●●●●●●●●)、【③委員】(●●●●●●●●)より欠席の連絡をいただいておりまして、【K委員】(●●●●●●●●)が若干遅れてくるというご連絡をいただいております。

続きまして、事務局より傍聴者及び取材希望者をご報告いたします。

【事務局B】(●●●●●●●●)

【事務局B】(●●●●●●●●)でございます。

まず、当初、1時間半の会議とお伝えしていたところ、内容の変更がございまして、2時間の会議ということに変更させていただきました。このことについて、お詫び申し上げます。

それでは、傍聴希望者及び取材希望者の取り扱いにつきましては、「軽井沢町審議会等の選任及び会議の公開に関する指針」の第5条「会議の公開」の規定に基づきまして、公開とさせていただきますので、ご了承願います。なお、この検討部会が属します自然保護審議会と同様に、会議冒頭に傍聴者的人数報告と報道関係の社名報告を行うという運用とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の傍聴でございますが、14名でございます。そのうち報道関係の方は【報道機関A】(●●●●●●●●)、【報道機関B】(●●●●●●●)となります。傍聴者の方にお願いいたします。会議の傍聴取材にあたりましては、委員各位の理解に基づき、公開で行うこととしている趣旨を尊重し、整然と傍聴いただきまして、委員各位の自由闊達な議論と議事進行にご協力を願いいたします。

また、この検討部会での発言の内容や個別の情報などについては、個人情報が含まれるものや継続審議となるものもございますので、その取り扱いには十分ご留意願います。

もう1点、会議資料につきましては、個人の利用の範囲内でお持ち帰りを可とさせていただきます。

ただし、資料については整理を行ったもので公開できるものにつ

きましては、後日、町のホームページで公開をいたしますので、決してSNS等へ資料の掲載は行わないようにお願いいたします。

【事務局A】 (●●●●●●)

続きまして、次第に沿って進めさせていただきますが、2の副町長挨拶でございますが、副町長の小林が前の会が押しております、遅れてまいりますので、3の部会長挨拶に移らせていただきたいと思います。

それでは、【部会長】 (●●●●●●●●) よりご挨拶をお願いいたします。

【部会長】 (●●●●●●●●)

座ったままで恐縮です。インフルエンザが流行っている中、お集まりいただきて、誠にありがとうございます。今日の協議事項ですが、かなり中身が濃い内容になっております。

そのため、時間の節約で議論の集中化を図りたいということで、私の方で条例とそれから罰則の関係とか、いわゆる基本的事項は事前にお送りしました。これについては異論がないところだと思います。

例えば、最高裁の判例がおかしいと言われても、これは困るわけですよね。これを前提にして動かざるを得ないということをご理解いただきたいと思います。会議は、2時間ぐらいで5時までに終えたいと思います。5時以降、別の会議が待っているようです。したがって、2時間の範囲内で中身のある議論をしたいと思います。結構重要なテーマがたくさん山積みですよね。じゃあよろしくお願ひいたします。

それでは、議題1の「集合住宅等の戸当たりの敷地面積の施行日」について協議をお願いしたいと思います。

【事務局B】 (●●●●●●●●)

では説明させていただきます。これまでの経緯を含めながら、説明をさせていただきます。資料1をご覧いただきたいと思います。プロジェクターのスクリーンでも結構でございます。

この18項目についてですが、この部会と自然保護審議会を経まして、8月28日に告示又は公布をいたしました。なお、施行日については、これまで本部会と自然保護審議会で議論の上、この資料1の表のとおり決定をいたしまして、告示公布をいたしました。

ただし、この黄色マーカーで示した、集合住宅等の戸当たりの敷地面積についてですが、「町長が別に定める日」というふうにしております。これについては、前回の部会で、この内容でよろしいかどうかという採決を取ったときに、欠席委員に確認しないといけないような状況でした。

そのため、前回の部会では、次のステップであります、施行日の決定に関する採決まで移行できなかったという状況でございます。ただ、前回の部会の後に、欠席委員への確認を行いまして、3分の2以上の賛成が得られましたので、改正の告示は行いました。

施行日だけは、決まっていませんでしたので、町長が別に定める日というように、一旦、施行日のみを先送りしたというような状況でございます。集合住宅等の戸当たりの敷地面積でございますが、スクリーンをご覧いただきたいと思います。

おさらいのようなものになりますが、集合住宅等を建築する敷地の面積を集合住宅等の住戸の数の合計で除した面積が次の数値以上であることを規定しているというもので、ここの赤字にある通り、それぞれ引き上げるような改正をしたいということで、その改正案について告示をさせていただいたというところでございます。

では、資料1に戻っていただきたいと思います。赤字で書いてありますが、事務局案といたしましては、この関係の施行日について令和9年4月1日に施行をしたいというふうに考えております。

周知期間といたしましては、約1年7ヶ月という形になります。どうしてこのような周知期間を設けたいかというと、その根拠といたしましては、資料2をご覧いただきたいと思います。こちらは「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」という法律がございまして、同じ集合住宅の関係ですので、こちら引用させていただきたいのですが、こちらの法律は、令和2年に大きく改正が行われまして、その際に、令和2年6月24日公布、令和4年4月1日施行ということで、周知期間約1年9ヶ月を経て、施行をした事例がございました。

もちろん、内容的には今回の改正の内容と同じものではないのですが、このぐらい大きな影響のある改正については、法律においても、この程度の周知期間を経ているというところでございます。

こういったことから、話は戻りますが、約1年7ヶ月の周知期間を経て、令和9年4月1日に施行したいというふうに事務局としては考えております。

以上でございます。

【部会長】 (●●●●●●●●)

それでは、委員の皆様から何かご質問とかご意見がございましたらお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか。はい。特に意見がないようですから、あと、基本的には、3分の2以上の賛成を得るということで改正を進めてきたのですが、本議題である施行日については、3分の2以上の賛成を要件とすると、場合によっては施行日を決定できないという事態になることも考えられるものですから、既に改正の告示を行っていますから、また、施行日を定めるための協議という本来の趣旨に反することにもなるものですから、今回は過半数でこの施行日の議決をしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。反対のある方は何かご意見を頂戴したいと思いますが、よろしいでしょうか。

→一同意見なし

それでは、施行日について過半数を基準に採決を取りたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

→賛成12人 反対 2人

【A委員】 (●●●●●●●●)

私は前回部会でのコメントと同様、より早い時期に施行すべきとの考えですので、反対です。

【部会長】 (●●●●●●●●)

賛成が12人ですね。どうも過半数に達してないということでよろしいのですよね。

【事務局B】 (●●●●●●●●)

私からご報告させていただきます。職員を除いた委員の方なのですが、25名いらっしゃいます。

その過半数ということになりますので、13名以上が必要だという形になります。この場においては、11名の方が賛成、1名の方が反対、オンライン参加の方が賛成1名、反対1名ということでトータルの賛成が12名という形になります。過半数に満たない状況でございますので、部会後に欠席委員の方に意思確認をさせていただきます

して、賛成が過半数を上回れば、この原案のとおり進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【部会長】 (●●●●●●●●)

いいですかね。次の議題は結構大事な問題ですが、議題2の「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例の改正」です。委員の方からいろいろなご意見を頂戴して、罰則を強化しようかどうしようかと、こういう話の議論です。事務局の方で説明をお願いしたいと思います。

【事務局B】 (●●●●●●●●)

では次の議題について、ご説明をさせていただきます。少し振り返りをさせていただきたいと思いますので、スクリーンをご覧いただきたいと思います。

前回の部会でもご説明したのですが、手続条例を一部改正したいというものです。改正の趣旨でございますが、軽井沢町では、この条例に基づき、特定の土地利用行為を行う場合には、町長との事前協議を義務づけています。

しかしながら、町長との事前協議を経ずに土地利用行為が行われている事例があることから、本条例の実効性を高めるため、公表規定の改正と罰則規定の新設を検討しているという内容であります。

公表規定の改正でございますが、(1)から(3)なのですが、こちらに該当し、さらに町長の勧告に応じないときに土地利用行為者の氏名等を公表するという規定が現在ありますが、その公表の対象者を、土地利用行為者だけでなく、設計者や施工業者等に広げる改正をしたいというのが一つ、また、もう一つ罰則規定の新設ということで、事前着手、又は書類に虚偽があったときに該当し、町長の勧告に従わない場合に必要な措置を講ずるよう命じる規定を新たに規定した上で、さらに、その命令に違反した場合に、記載の拘禁刑や罰金刑の罰則を科すという規定を新設したいというものが内容でございました。

この内容については、前回の部会において、賛成多数ということになりました、パブリックコメントを実施いたしました。それが資料3になります。全て読み上げてしまうと時間が足りませんので、私の方から簡単にご紹介させていただきたいと思います。

条例に関するご意見ですが、36件中29件のご意見がございました。まず、賛成のご意見といたしまして、「町長の勧告に従わない者

には厳しい措置を取ることは致し方ないと思われます」というようなご意見があつたりとか、また、「違反しても罰則がなければ条例の実効性はなきに等しい」というようなご意見だつたりとか、「新しい方向性だと思います」であつたりとか、「実効性が格段に高まると期待をしています」というようなご意見だつたり、また、「条例を守るためにあるのであって、守れないことを前提に反対意見を述べる正当な理由が見当たらない」というような賛成のご意見がございました。

一方、反対のご意見といたしましては、「条例の法的限界や訴訟リスクに関する議論が乏しいのではないか」や、「これを許容すれば、行政が気に入らない相手を実質的に社会から排除することができてしまうのではないか」というご意見があつたりとか、「重大な人権侵害やプライバシー侵害を引き起こす危険性がある」であつたりとか、「恣意的な判断や過剰な制裁につながる危険性があります」というような反対の意見もございました。

こういったご意見がある中で、事務局といたしましては、原案通り進めさせていただきたいというふうに考えております。具体的に、この後どのような事務になるかというものをご説明させていただきますと、公表規定の改正については、議題で新旧対照表に関する採決を取らせていただきたいと考えております。

その際の採決で賛成多数であれば、来年の3月に行われます議会に、その公表規定の改正に関する条例の改正案を提出したいというふうに考えています。

もう一点、罰則規定については、公表規定とは別のルートをたどることになりますて、今後、検察庁と協議を開始していきたいというものでございます。

これらの項目について、前回の部会で、賛成多数ということで採決をいただいている中で、こういったパブコメのご意見を踏まえて、改めて、やはり原案に対する採決を取った方がいいのではないかというようなご意見があれば、表明をしていただきたいというふうに考えております。

事務局としては以上でございます。

【部会長】 (●●●●●●●●)

今の事務局のご説明についてご質問とかご意見があればと思います。

【B 委員】 (●●●●●●●●●)

パブコメも今拝見したんですけど、資料を読んで、新旧対照表の中で、勧告や必要な措置を、第15条の部分について、土地利用行為者だけだったものを、それ以外の者にも範囲を広げて公表されると理解しています。

この部分については、パブコメを見ても慎重に検討する必要があるのではないかと思ったので、私はもう一回採決を取ると良いのかなというふうに思っています。その上で、土地利用行為者以外の方たちにも、必要な措置を講じるっていうふうにすることはできると思います。

ただ、公表までするのはなぜなのかということですね。土地利用行為の責任者だけではなく、そこに付随する人たちまでも公表することが、本当に過度な情報公開というか、プライバシーの侵害にならないのかという点については少し疑問が残るので、お答えいただければと思います。

以上です。

【事務局 B】 (●●●●●●●●●)

今回の対象を広げる改正でございますが、実際、窓口等で接する中で、土地利用行為者だけに対する勧告だけでは、不十分だなという感じるところがあつて、行為者と一緒にになっている設計者の方々で、そういった方々も、勧告なり公表できるように可能性を広げておくということは、実効性を担保する上でしたいなというふうに思っております。

実際に公表するまでは必要なプロセスを幾つか経て行われることになり、当然勧告をいたします。その後に、実際に公表されるときに、勧告を受けた人たちに意見を述べる機会を与えることになりますし、また、自然保護審議会の中で、その公表が適当なのかどうかっていうような意見も頂戴しなければいけないということになりますので、そういった慎重なプロセスを経た上での公表になっていくことになります。そのようにご理解いただければと思っています。

【部会長】 (●●●●●●●●●)

【B 委員】 (●●●●●●●●●●) のご意見も最なことですけども、日本のやり方というのは結構丁寧にやるんですよね、パブコメを見ると、【B 委員】 (●●●●●●●●●●) のようなご意見もあ

りましたけれども、多いのは審査手続きのやり方をもっと工夫したりとか、それから審査する機関に、もう少し専門家を入れて中立性を保てと、そういう意見が多かったと思いますよね。手続きとそれから判断次第ですよね。

他にご意見があればと思いますけども。ここは一番ポイントの部分ですよね。どこまで罰則を設けるか、罰則を科す時の手続きはどうなのか、その罰則を科すかどうかの判断次第で中立の第三者委員会を設けるのかどうかなど、色々あるかと思います。

#### 【B 委員】 (●●●●●●●●●)

まだ不勉強なのですから、土地利用行為の手続きに対して責任がある立場というのは土地利用行為者である。それで、その人の指示や依頼のもと、工事の設計者の方ですとか、監理者の方がいると思っていますが、その責任者である土地利用行為者だけが勧告を受けて、しかるべき手続きを取って公表されるというのは理解できるんですけども、実効性を高めるために、この設計者とか監理者まで厳しく公表まで踏み込むのは、ちょっとまだ解せないなというか、それなのであれば、土地利用行為者に対するいろいろなものを厳しくするだけでは何が不十分なのかについて教えていただけますか。

#### 【事務局 B】 (●●●●●●●●●)

例えば、設計者の方々も施主から強い要望があって、手続条例違反などを承知の上で事前に着手するとか、そういうことも起こりうるなというふうに思っていますので、条例違反だということを承知の上でやってしまうと、設計者の方々に対して、最悪公表されますよというようなことを担保しておくことで、事前着手というものが起こる可能性は下がるのかなというふうに思っています。

#### 【C 委員】 (●●●●●●●●●)

ちょっと事務局に質問したいのですけども、実際はここに書いてある土地利用行為者よりも設計者とか工事監理者とか、そういう請負人の方が町役場に来るという感じですか。

#### 【事務局 B】 (●●●●●●●●●)

はい、そうですね。土地利用行為者本人が窓口に来ることは極めて稀だと思います。ほとんどがその代理人ということで、設計者の方々が窓口を訪れて協議をしているという状況です。

【C 委員】 (●●●●●●●●●)

ということは、実際に町からの説明を聞くのは、設計者などの方たちが多いということですね。

【事務局 B】 (●●●●●●●●●)

そうなります。

【部会長】 (●●●●●●●●●)

公表の範囲をどうするか、公表によってどの程度ダメージを受けるかは、まだ検討段階ですね。

最近はSNSの関係で公表の方が罰金刑よりもかえってダメージが大きいという意見もあったりしましてね。でも、その根拠となるようなデータはあまりありませんね。それよりも手続きの方法とか、ヒアリングの方法とかを、しっかり検討した方が良いのかなという感じはしています。

【D 委員】 (●●●●●●●●●)

今の件ですが、土地利用行為者に全ての責任を負わせるべきであって、他の人にまで何か責任を持っていくっていうのは、【部会長】 (●●●●●●●●●) が不明確だというものまで、そういう枠をはめるということや、分からぬところでやるということは、想像で物事をやることなのでまずいのではないか。土地利用行為者のみに勧告をするというところなら分かるんですが、他に責任があるかないか分からぬところでやっていくってことは、私はちょっと規定を作る上ではまずいと思います。

【部会長】 (●●●●●●●●●)

他にご意見はございませんでしょうか。

【B 委員】 (●●●●●●●●●)

こういうふうに工事の設計者、工事の監理者、そして工事の請負人ですね。その請負人の方まで含めるのかどうかとか、この広げ方が適切なのかどうかっていうことはちょっと疑問が残るなというふうには思います。

やはり本人に責任があるものは、然るべき処罰を受けるべきですけども、そういう人たちまで広げるというのは、抑止力を高めると

とはいえる、ちょっとやりすぎなのではないかなというところは気になります。

【部会長】 (●●●●●●●●)

大事なところですから、いろんなご意見を頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

【事務局A】 (●●●●●●)

設計者あるいは請負者にまで公表の規定を広げるっていうところの根底にあるのは、先ほど【C委員】 (●●●●●●●●●●) からご質問がありましたように、事前協議の窓口に来られるのはそういった業者さんです。発注をされているごくごく一般的な方っていうのは、建築基準法ですかとか不動産の法律だとか隅々まで知っているわけではないというところで、大体そういう方を代理人として事前協議に来られます。その中で軽井沢町の自然保護対策要綱では、例えば後退距離が道路から何メーターですかとか、軒の出は壁から何センチ出してくださいとかっていう規定があるんですけど、意匠的なものとかで施主の想いだということで持ってこられたりするんですけど、それを一つ一つ施主さんのせいにされて全部通してしまうと、町の景観づくりだとか、自然保護というのが成り立たなくなるというところで、説明責任も本来設計者なり請負者という方々は持ってらっしゃるので、施主から言わされたからこうだではなくて、軽井沢町の自然保護対策要綱では、こういう規定があるので、こういう設計に変更していただけないでしょうか、という説明をきちんとしていただきたいという思いもありまして、設計者だとかも含めさせていただいているような次第でございます。

【部会長】 (●●●●●●●●)

その他はいかがでしょうか。

【E委員】 (●●●●●●●●)

施主はだいたい東京の人とか他所の人で、軽井沢町の自然保護対策要綱について勉強している人はとっても少ないと思っています。それで、窓口に来ることも少なくて、町と直に話をして対応することができないので、やっぱりこの規定は入れて公表の範囲を広めておいた方が、実際問題としては要綱を守る上で役に立つのではないかと思います。

【部会長】 (●●●●●●●●)

多分、実質的な当事者というのは違うのだということでしょうね。他にご意見があれば聞きたいと思いますが、【F委員】 (●●●●●●●) のご意見はいかがでしょうか。

【F委員】 (●●●●●●●●●)

実際に現場に関わる方が、そこをちゃんとしておかないと抑止力が働くはず実効性はないのかなというふうに思います。極端な例は、施主がもう分かっていて、そういうことを強引にするようなケースもあるのかと思います。昨今の状況を考えると、その時に請け負う側が、自分が請け合ったら責任を取らなきゃいけないのだということを知るということは、非常に大事だと思うので、私は広げることについては賛成でございます。

【部会長】 (●●●●●●●●●)

それでは、罰則規定の新設及び公表の範囲について採決を取りたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

→賛成11人 反対3人（オンラインを除く）

【部会長】 (●●●●●●●●●)

オンライン参加の方にご意見を聞きたいと思います。

【事務局B】 (●●●●●●●●●)

【G委員】 (●●●●●●●●●●) が入室しておりますので、オンラインは3名となっております。

オンラインに関しては、賛成2名で、反対が【G委員】 (●●●●●●●●) の1名となっております。

→賛成13人 反対4人

【部会長】 (●●●●●●●●●)

それでは、オンラインを含めて、賛成13名となりました。3分の2を超えていませんので、欠席委員の意見を聞いて議論していきたいと思います。

【事務局B】 (●●●●●●●)

私の方でまとめさせていただきます。

3分の2以上の賛成がある場合に、次のステップに進むということになります。その人数が17名となります。オンライン参加の方も含めて13名賛成となります。4票足りないという形になりますので、部会終了後に、欠席委員の方に意思を確認させていただきたいと思います。

その確認後に、3分の2以上を超える場合は、次の部会で新旧対照表の話になるということになりますので、よろしくお願ひします。

【部会長】 (●●●●●●●)

次は浄化槽の問題に移りたいと思いますが、協議事項(3)の「軽井沢町の自然保護対策要綱等の改正」についてでございます。

事務局の方で説明をお願いいたします。

【事務局B】 (●●●●●●●)

では、こちらに関してもスクリーンを基に振り返りをさせていただきたいと思います。

合併処理浄化槽の処理方法についてですが、現行では、原則、敷地内処理で、例外として河川放流というのがあります。改正の内容といたしましては、原則、河川放流にして、例外として敷地内処理というように入れ替える改正をしたいというものでございました。

こちらに関しては、前回の部会で賛成多数ということでパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントの内容については、ご意見が5件ございました。簡単に私の方でご説明したいと思いますが、賛成のご意見といたしましては、「条件付きだけども賛成です」というようなご意見がある一方で、「現状の検査体制が不十分な中で、質の悪い処理水が河川の水質を悪化させることがないかどうか、大変心配だ」というようなご意見もございました。

こういったご意見も踏まえた上で、事務局としては原案通り進めさせていただきたいというふうに思っております。この場で同意が得られれば、後ほど新旧対照表に関する採決を取らせていただきたい思っております。

では、パブリックコメントでのご意見を踏まえて、改めて原案に対する採決を取った方がいいのではないかというようなご意見があれば、意見表明をお願いしたいと思います。

【部会長】 (●●●●●●●●)

パブコメの意見を踏まえて、改めて採決を取った方が良いという  
というようなご意見があれば、理由と共に意見表明をお願いしたい  
と思います。

特に意見はないということでよろしいでしょうか。

→意見なし

【事務局 B】 (●●●●●●●●)

では、新旧対照表についてご説明させていただきます。資料は 6  
ページになります。右側が改正前、左側が改正後になります。

まず、右側改正前でございますが、14号のところをご覧いただきたい  
と思います。「建築物等の基準のシの規定により設置する合併  
処理浄化槽の処理水は、原則として敷地内処理するものとし、次に  
掲げるとおりとする」ということで、下の方に例外として河川放流  
もできますというような内容が書かれています。

それを改正後、左側の赤字の部分をご覧いただきたいと思います。  
「原則として、河川、水路その他の公共用水域等へ放流するものと  
する。ただし、地域の実情及び立地条件等の制約から放流が困難な  
場合は、長野県が定める浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準  
により、敷地内処理を行うことができる」ということで、原則と例  
外を入れ替えたというものになっております。

この新旧対照表についての施行日についてでございますが、賛成  
多数であれば来年の 4 月 1 日の施行を予定しております。

説明は以上となります。

【部会長】 (●●●●●●●●)

委員の皆様から、今の合併処理浄化槽の件についてご意見があ  
ればお願いしたいと思います。

【E 委員】 (●●●●●●●●)

家の近くの別荘で、全く合併浄化槽を使っていない家があって何  
年も経っているんですけど、そういう現状把握は、町の方で、合併  
浄化槽を使っているのは何軒くらいで、使っていないのは何軒くらい  
で、あるいは河川放流しているのは何軒くらいかっていう現状把  
握の調査をされているのでしょうか。

【①委員】 (●●●●●●●●)

現状把握につきましては、浄化槽というものは、基本的に、家を建てる際に下水道のエリアであれば下水道、それから下水道のエリアの外であれば浄化槽というものを必ず付けるという形になっており、建築基準法の中でもその様になっています。

届け出で管理するものなので、我々としては積極的に浄化槽もついている、ついてないというところの調査はしていません。ただし、届け出のあるものについて、現状、法定検査を受けているとか、そういうものの管理だけはしています。

【E 委員】 (●●●●●●●●)

その法定検査をしている別荘のパーセンテージというのは、どのくらいなのでしょうか。

【①委員】 (●●●●●●●●)

別荘が何パーセントかという把握は残念ながらしておりません。ただ、町内に設置されている合併浄化槽の検査率というものは把握しております、我々が検査しているわけではないのですが、県の法定指導検査機関というところでの発表となります、令和6年度の実績で45.5パーセントという結果になっています。

【E 委員】 (●●●●●●●●)

検査のパーセンテージが、5割に達していないというのはちょっと問題かなと思っておりますけど、それに対して町はどの様な対策を取ろうとしているのでしょうか。

【①委員】 (●●●●●●●●)

そういう課題に向けて予算措置等も考えています、県の関係機関と協力して、指導の徹底をしているところです。

【E 委員】 (●●●●●●●●)

なるべくそのパーセンテージを上げるようなことに持っていくかないと、この原則と例外を入れ替えるっていうのはちょっと問題かなって思っています。

【①委員】 (●●●●●●●●)

補足をしますと、地下浸透であっても、それから河川で放流して

も、浄化槽をまずは設置するとか管理するとか、そういうものが大事なものであって、放流水というのはきちんと処理されたものでなければいけないということで、法の中でも規定されていますので、そのご意見に対して下水道でも浄化槽でも、その汚水を処理するために設置しているもので、環境を守るという意味では、先ほどおっしゃられた検査率向上ですか、そういう取組みは後からやつていきますけれど、その放流水に対して、汚いか綺麗かというところは、きちんとした管理を徹底するというところでご理解いただければというふうに思います。

【部会長】 (●●●●●●●●)

【E委員】 (●●●●●●●●) は、浄化槽の設置者本人の善意に任せるだけではだめなのだと、町の方で適宜、処理水の品質、性質をチェックしなさい、そういうご意見なのでしょうね。

【E委員】 (●●●●●●●●)

私が知っている例はすごく古く建った別荘で、その持ち主が言うには、「うちには浄化槽が付いてないのですよ」って大っぴらに言つていました。

そういうところもあるので、そういう状態がどのくらいこの町にあるのかっていうのを改めて調べた方がいいのかなと思っております。いろいろ限度のある話ですので、実際にやれるかどうかは別段でしょうけど、今後そういう点を努力していただきたいと思います。

【H委員】 (●●●●●●●●)

県の立場としても、それは法廷検査を受けるような形にしていくことが必要だと思います。拒否者とかには働きかけをしているという状況でございます。

放流水だからダメなのか、地下浸透であればいいのかという問題ではあるんですけども、地下浸透したとしても、それが適正な処理をされていなければ、地下水が汚染されますし、地下水ではなくてどういう流れかというのがわからまんので、いずれかの段階で表に出て、結局汚染をするという可能性もある、ということなので、地下水処理をするから、それは綺麗なものだというものではないということだけ、ご承知おきいただければと思います。

【B 委員】 (●●●●●●●●)

スライドのところにもある通り、長野県が、原則、河川への放流だというところで、長野県の浄化槽放流水の地下浸透に関する資料記事を見ても、原則は河川等への放流だけれども、地下浸透処理が増加しているから、さらに必要な事項を定めるものとするというようになっていて、だから軽井沢町もこの改正案で進めるといいのかなと思っていて、その上で、地下浸透のところの基準も少し強めといったようなことを加えて、今後、必要に応じてされるべきかなと思ったので、この原案については、とてもよく理解できるなと思いました。

【部会長】 (●●●●●●●●)

他にご意見がございますか。

【事務局 A】 (●●●●●●)

先ほど【E 委員】 (●●●●●●●●) からの指摘で、古くなつた別荘の方が浄化槽を使ってないというふうにおっしゃっていましたが、その方の別荘のトイレはそのまま垂れ流しっていうことは絶対にないと思います。くみ取り式のトイレや、台所の雑排水については処理槽を使っているのが過去の建築基準法で義務付けられておりまますので、そのまま流している、自然界に放流しているということはないと思いますし、【①委員】 (●●●●●●●●) から話もありましたけれど、今の建築基準法で新築を建てる時は合併処理浄化槽をつけるとなっていますので、そちらの別荘が建て替えられる時には必ず合併処理浄化槽をつけていただくようになって、その処理水が河川放流になるのか、地下浸透になるのかという論点になってくるのかなと思いますので、ご近所の方がそのまま自然破壊をしているということはおそらくないと思います。

【部会長】 (●●●●●●●●)

ご意見出たようですから、合併浄化処理浄化槽の処理水の処理法について、新旧対照表の採決を取りたいと思いますので、賛成の方は挙手をお願いします。

→賛成13人 反対1人 (オンラインを除く)

オンラインの方はいかがでしょうか。

【G 委員】 (●●●●●●●●)

積極的に勧めるところについては、まだ十分な調査を必要とする  
と思っていますので、反対させていただきます。

→賛成15人（オンライン含む） 反対2人

【部会長】 (●●●●●●●●)

15名ということで、この場では3分の2である17名に達しません  
でしたので、欠席委員に対して意思確認をさせていただき、3分の  
2を超える場合は施行させていただくという形になりますので、お願  
いいたします。

それでは、次の協議事項(4)の「樹木管理及び緑化に関する基本  
方針の策定」ということについて、事務局の説明をお願いしたいと  
思います。

【事務局B】 (●●●●●●●●)

この「樹木管理及び緑化に関する基本方針」についてですが、本  
来、要綱や条例ではないので、この部会が所掌する事務ではないの  
ですが、この中に緑化率に関する規定がございまして、後々、自然  
保護対策要綱の改正で関わってくると考えていますので、この部会、  
そして自然保護審議会で審議を行いたいと考えております。

今回、初めて出したものですので、本日は採決を行いません。ご  
意見だけいただきまして必要な修正があれば修正をさせていただき、  
次の部会で採決等をお願いしたいと考えております。

では、資料7になります。重要な項目に絞って抜粋して説明させ  
ていただきます。

まず一つ目の策定の目的でございますが、「昭和47年に軽井沢の  
伝統の優れた自然を保持するため、軽井沢町の自然保護対策を策定  
し、本町の緑豊かな自然を守り続けてきました。しかしながら、近年  
では住宅・別荘建築等の増加に伴い、建築後の景観保全や修景が  
課題となっているとともに、町内の樹木の多くが大木化し、台風等  
の災害により倒木等との危険性があるとの声が高まっています。」  
環境基本計画の策定の際に、住民の皆様に環境意識アンケートを行  
いました。その際に、樹木が大きくなりすぎていて、台風のときなどに  
落枝や倒木のおそれがあるというようなご意見が最も多く寄せられ  
ました。そういうことを踏まえての記載となっております。

その次の段になりますが、「こうした状況を踏まえ、先人の理念を継承しつつ、時代の変化に対応した自然保護のあり方を明確にするため、樹木の適正な管理及び緑化に関する基本的な方針を策定します。」

次の、2「基本方針とは」をご覧いただきたいと思います。

まず一番上にこの基本方針が位置付けられていて、その下にぶら下がる形で植栽ガイドラインというものを来年度、再来年度で策定をしていくという予定でございます。

植栽ガイドラインは、この基本方針の内容をより具体化したものとなっておりまして、適正な植栽位置や推奨樹木などについて分かりやすく示したものでございます。

最後になりますが、その下のウですが、各主体による取組みということで、基本方針と植栽ガイドラインを踏まえて、皆様において取組みを行っていただくというものになっております。

では、次のページページをお願いいたします。計画等体系図ということで、この基本方針がどのように位置付けられているのかというものを図で示したものとなっております。

では、その次、3「適用範囲」でございますが、この基本方針が適用されるのは、建築物の新築又は改築を行う場合として、既存のものは対象といたしません。また、学校、児童館、保育園、鉄道施設、公民館、文化施設、スポーツ施設、この文化施設とスポーツ施設については米印にありますとおり、国、地方公共団体の施設に限ります。その他公の施設など基本方針を適用することが適切でない施設については、この基本方針の適用外となります。

それでは、次のページをご覧いただきたいと思います。昭和51年から平成28年にかけて「森林」から「森林以外」に変化した場所をまとめたものでございます。この赤のところが建物用地に変わったところを示していくまして、特に中心部において「森林」から「建物用地」に変化をしていったことを図で示したものになっております。

では、4ページになりますが、軽井沢らしい別荘の緑ということで写真をつけて例を示しております。

では、次のページ5ページをお願いしたいと思います。基本方針の内容に入らせていただきます。

まず、(1)管理関係ということで、次の方法により「樹木を適切に管理することとします」というふうにいたしました。最初の緑ポツになりますが、健全な樹木は原則保存すること。ただし、剪定により適正な管理を行うこと。

次のポツになります。間伐により適正な管理を行うこと。ただし、定められた緑化率を下回らないようにすること。

次のポツになります。維持管理ができないほどの大木した樹木は世代更新に努めること。更新にあたっては、既存植生との調和を図り、かつ比較的容易に管理できる樹木を植栽すること。ただし、地域の景観に配慮し、より適切な樹木がある場合はその樹木を植栽することというふうにしております。

次の（2）新規植栽関係でございますが、定められた緑化率を基に既存の植生に合う樹木を植栽すること。ただし、地域の景観に配慮し、より適切な樹木がある場合はその樹木を植栽すること。植栽は道路と建築物の間に十分な厚みを持って配置することというふうにしております。

では、次のその下、6の2緑化率というものになります。

緑化率ですが、敷地面積に対する緑地面積の割合のことを言います。その割合については次の表の通り、保養地域で、いわゆる別荘地域になりますが、ここの地域についての緑化率は建蔽率20パーセントの場合は緑化率25パーセントという割合にしたいと考えております。

また、その右側に建蔽率30パーセントというものがありますが、一部、昔からある小さな土地については建蔽率が緩和される土地があります。こうした緩和適用された土地については緑化率も引き下げさせていただきまして、15パーセントというふうにしております。

また、その右側は緩衝地域というものがありますて、これは、保養地域、いわゆる別荘地域と普通の居住地域の間にあるような地域のことをいいますが、その緩衝地域については15パーセントの緑化率です。

また、その右側に行きますが、居住地域・集落形成地域、いわゆる一般住宅があるような地域になりますが、こちらに関しては、敷地面積が500平方メートル以上、ある程度大きな敷地になってきたものについては緑化率15パーセント、ただし、右側に行きますが、500平方メートル未満の土地については緑化率10パーセントというふうに考えております。

この緑地面積ですが、どのように計算するかというものが下の図であります。緑地面積は次のいずれかの方法に従って算出いたします。最も計算しやすい方法を選択して構いません。なお、樹高1メートル未満の樹木や地被植物、コケとか芝生ですが、こういったものは緑地面積に算定しないということで、1メートル以上の樹木を

緑地面積とするという内容のものになっております。

まず一つ目の①でございますが、樹冠の水平投影面積の合計ということで、この絵の通り、実際に測ってみて、それを緑地面積としていいよというものになっております。

また、次のページ②になりますが、こちらが簡易な方法になっております。樹高に応じた、みなし樹冠の換算緑地面積の合計ということで、樹高に応じて、次の表に示す半径の円形の樹冠を持つものと見なしまして、そこから算出した換算緑地面積の合計を緑地面積としますというものになっております。樹高が1メートル以上2メートル未満に関しては、みなし樹冠の半径が1メートルといたしまして、その右にいきますと、換算緑地は4メートルという具合に、樹高に応じて、簡易に緑地面積が算定できるようなものでございます。

その下、6の3、緑地面積以外の部分になりますが、緑地面積以外の部分については駐車スペースや進入路等を除き、コケや芝などの地被植物による緑化又は自然地面、これ自然地面というものは人工的なアスファルト、コンクリートで覆わないようなものになっています。自然地面のまま維持することとし、駐車スペースおよび進入路については、できる限り自然地面の維持や砂利を使用し、砂利は景観に配慮して黒色系を推奨とし、その使用により雨水の敷地内浸透を行うこととします、というふうにしておりまして、緑地面積以外の部分についても規定をしております。また、その例といたしまして、下の方に写真、また次のページにおいても、コケで覆われた写真を掲載しております。

次の8ページになりますが、緑化のイメージを、なかなか目で見ないとわからないというところがあるかと思いますので記載をしております。こちらの四角は、保養地域、別荘地域をイメージしていまして、1,000平方メートルの土地をイメージしています。真ん中にある建物ですが、保養地域における令和6年度の平均の建蔽率が約11パーセントでしたので、その11パーセントの割合に合うように縮尺を合わせて描いています。このようなイメージの建物の大きさになるかなというところです。この樹木の絵がいろいろ描かれていますが、これに関しては、先ほど申し上げた緑化率をクリアするように、樹高を選びながら配置をしていくと、このようなイメージになるといったものが8ページになります。

では、次の9ページをお願いいたします。居住地域、一般的な住宅がある地域の話になります。こちらについては、基本的な300平方メートルという敷地面積が軽井沢町の一つの基準ですので、その

土地の大きさを表しております。また、建物の大きさについても、令和6年の平均建蔽率27パーセントというのが、このエリアの建蔽率になっておりますので、縮尺を合わせて載せております。その居住地域における緑化率については、10パーセントという緑化率になりますので、絵で示したような樹木を植えていただければ緑化率はクリアするというものでございます。

次のページになりますが、居住地域における樹木の写真がありませんでしたので、こちらの方に例として記載をさせていただいております。こちらの写真は、植栽してから1年～1年半しか経過していないものですので、今後樹木がさらに大きく成長し、緑化が進んでいくだろうと考えています。

では、次のページからは参考になりますが、危険な樹木の見分け方ということで、樹木医に相談をいたしまして、全部で6項目を掲げさせていただいております。こういったものに該当すると、危険な樹木に該当する可能性があるというものでございます。

また、次の13ページでございますが、こちらも参考に写真を載せておりますが、要注意判定ということで、穴が開いている樹木についても気をつけた方が良いというものを参考に載せております。

また、その下の支援制度でございますが、町の緑に関する支援制度をまとめたものでございます。

最後になりますが、14ページでございますが、どういった土地の大きさの場合に、どういった緑地面積が必要なのかというものを表でまとめたものになっておりますので、こちらも参考にしていただければというふうに思います。

説明は以上となります。

#### 【部会長】 (●●●●●●●●)

新しい問題点、テーマなものですから、今日採決ということは考えておりません。これも色々な議論が出るところだと思いますが皆さんからご意見はありますでしょうか。

#### 【A委員】 (●●●●●●●●)

環境課の方の努力が色々な面で触れられていることで評価できますが、全体的なアプローチとの関係で、いくつか確認をお願いしたいと思っております。

まず、緑化率ですが、要綱等関連法規のどこにどう書かれていたのか確認をして頂きたいと思います。例えば要綱では、300平方メ

一トル以上の伐採に関しては、事前協議を行うこと等の定めがありますが、その規定との関係性、あるいは、今後、議論されるであろう罰則等の関係性はどうなるか、対象範囲が一戸建てに加えてマンション、ホテルも対象になってくる考え方なのか、さらに言えば、長野県の景観育成基準ガイドラインとの関係性はどう捉えているのか、加えて総合政策課まちづくり推進室では建築基準法の下での特別用途地区導入の議論が進んでいると理解するが、まだ風致地区の議論が始まっています。風致地区などとの関係性はどう議論されるのかといった点についてお伺いしたいと思います。

また保養地域の場合、後退距離が隣地から3メートル、道路より5メートル求められますが、それを計算すると後退面積だけで40パーセント程度になります。他の自治体では緑地率を40パーセントと定める事例は多くあると認識しています。そうした比較等どんな検討をしていくのかお伺いします。

【事務局B】(●●●●●●●)

お答えいたします。

まず、要綱との関係でございますが、現在の要綱には緑化率について規定はありません。今後の要綱改正等を見据えると緑化率というものが、切っても切り離せない関係性になってくると思いますので、この部会にお諮りしているというものでございます。

また、景観ガイドラインについても同じようなことで、緑化率については景観ガイドラインにも記載はしておりますので、初めてこの緑化率というものが表に出てきたというふうに考えてています。それと、300平方メートルの伐採の場合、条例に基づく手続等との兼ね合いというふうにお話にありましたが、300平方メートルをどのように計算していくかということが、この基本方針が定まれば、この緑化率の算出方法に基づいて樹木の伐採の300平方メートルとか、そのようなものも算定できるようになるのかなというふうには考えてています。

また、罰則との関係でございますが、こちらに関しては、条例ではなく指導要綱に類するような目指すべき方針というものでございますので、これに違反したからといって罰則が適用されるというものではありません。

また、マンション、ホテルの関係ではありますが、こちらの関係は一戸建て住宅に限らず、マンション、ホテル、店舗、そういうしたものにも適用されるものというふうに考えております。

また、まちづくり推進室との兼ね合いで、風致地区というお話がありましたが、まちづくり推進室とは情報共有をしておりまして、この緑化率が定められれば、整合性が合うように、まちづくり推進室と一緒にやっていきたいというふうに考えています。

以上となります。

【A 委員】 (●●●●●●●●)

保養地域の後退距離の面積を計算すると40パーセント程度になる点についてはどう判断されていますか。

【事務局B】 (●●●●●●●●)

後退距離ですが、この基本方針の緑化率については、あくまでも最低基準であるというふうに考えております。この緑化率を下回らないようにという表現をしておりますので、当然それ以上に緑化を進めていただければなというふうには考えています。保養地域における緑化率について、今回、基本方針の中で25パーセントとさせていただいておりますが、この25パーセントについてですが、都市緑地法という法律の中で、緑化地域制度という制度があります。全国でも非常に少ない自治体しかこの制度を導入していないのですが、どういったものかと言いますと、緑化率を条例で規定して、それ以上にするように定めることができます。

ただし、この条例については、基本的に都市部が対象となっていて、そもそも緑がないところについて、この条例で義務付けることによって、できる限り緑を増やそうというような趣旨のものになっています。その中で、25パーセントが上限だというものがあり、その25パーセントを基に、今回、保養地域においての25パーセントを算出したというものです。それを基準に他の緩衝地域あるいは、居住地域について階段を作っていったというようなものになります。

以上となります。

【B 委員】 (●●●●●●●●)

居住地域のところについて意見します。僕は緑化にここまで行政が関与するのかっていう疑問を持っているのが大前提です。その上で、居住地域で緑化率10パーセントとなっていて、木の例として、木の高さと本数が出ていますけれども、居住地域で新しく建てた時にこのパーセンテージを満たしたとしても、5年後、10年後経った

時というのは木が大きくなります。

また、植樹した木が100パーセントそのまま育つわけではなく、むしろ枯れたり倒れたりだとか、木が増えれば落ち葉の処理が近隣の間で問題になるだとか、倒れた時に近隣の隣の家に当たるとか、そういうこともあるのかなと思っています。

その時に保養地域は別としても、居住地域にここまで緑化率を定めていく必要性や実効性がどれだけあるのかなというのが気になります。木が育つということを前提にしながら、もう少し緑化率をスタートの時には小さくしておいて、10年後にこれぐらいになるようという目標的なものも設けてもいいのかなと思います。居住地域にますます若い人たちが住めなくなるというのが僕のベースとしてあり、若い人たちが住みにくい街になるのではないかなというふうには思います。

#### 【事務局B】 (●●●●●●●●)

実効性というお話もありましたが、こちらに関しては、先ほど申し上げた通り、一つ目指すべき最低基準のものだと思っています。今の自然保護対策要綱においては、できる限り緑化することといった非常に抽象的な表現にとどまっていますので、このぐらいの緑化をしていただければ、町としても目指すべきところに合致しているのではないかということで、お示ししたものでございます。

今の10パーセントについて、将来を見据えた10パーセントにしたらどうかというようなご意見がございましたので、それも含めて検討させていただきたいと思います。

#### 【I委員】 (●●●●●●●●)

事務局の方から、緑化率に関する規定はないという説明がありましたけれども、それに関連して、町の手続条例ですとか、自然保護対策要綱をまとめた冊子があります。48ページに「自然保護対策要綱に基づく伐採の届出に係る取扱いについて」という取扱規定が載っております。ここには、緑化率という言葉は出ていませんけれども、一定の面積の樹木を伐採するときの残存樹木はどのくらい、伐採樹木はこのぐらいという区画内を3メートルメッシュで区切って、その中でこのぐらいのパーセンテージだったらしいですよという水平投影面積という言葉も出てきております。

この緑化率について規定をすれば、今までやってきたこの取扱規定と整合性を取っていかなければいけないかなというふ

うに思いました。今日の資料の中にこのページがあってもいいなというふうに思います。皆さんにこのように指導されているわけですから、伐採する際にはこういうふうに指導していますというふうに、皆さんのお解の上で進められておりますので、今後、新たにというふうなことで、今度植えるときにはどのくらいという、今これからお話しですから、こうしたこととも併せて、伐採の届出に関する取扱いも併せて考えていかないと混乱が生まれるだろうなというふうに思いました。

#### 【事務局B】 (●●●●●●●●)

今、おっしゃったものがプロジェクトに示しておりますが、このように3メートルメッシュで分割していく、その樹冠が何パーセントという形で、それを基準に300平方メートル以上の伐採がある場合は、条例に基づく手続が必要だとしております。

ただ、この基準が、非常に難しいところがあるので、そういった課題も感じているところです。

先ほど申し上げましたが、この緑化率の算定方法で簡易な測定方法というのも示しております。樹高に応じて緑地面積が算出できるよというものがありますので、この方針が策定されれば、その簡易な緑地の算定方法を基に、このような300平方メートル以上の伐採についても、同じような算定方法を用いてもいいのかなというふうには思っていますので、この内容が差し変わることもあるのかなというふうに思っています。

#### 【G委員】 (●●●●●●●●)

今回のものに関しては、緑化というところに特化されているようなのですけれども、後ろの方を見た時に、危険な樹木というところに、キツツキの穴があったとか、それを利用している生き物ってたくさんいるわけですよ。それが生物多様性の維持というところで、別の側面を持っていると思うのですが、その辺はどういうふうに考えられているのかなっていうのを伺いたいなと思いました。まだ検討を始めた段階なもんですから、どこまで事務局が言えるかわかりませんけども、どうでしょうか。

#### 【事務局B】 (●●●●●●●●)

生物多様性ということもあるかと思いますが、それをこの方針の中に混ぜ込んでしまうと、何かわからないような方針になってしま

うので、ここに関しては適正な管理をする一つの目安となるものを示しているということでご理解いただきたいと思います。

【G 委員】 (●●●●●●●●)

その一つの目安としてって言ったところが、その基準になってしまっていうのはどうなのかなというふうには思っています。もちろん、この後、議論されるのであれば、ここから深めるつもりはないんですけど、その伐採すべき樹木がどういうものかとか、そういったところも、きちんと、方針っていうのを作っていくかないといけないのかなという気はしています。

【E 委員】 (●●●●●●●●)

この話は始まったばかりなので、いろいろ問題はあると思うんですけど、例えばこのケヤキの苗を植えて、それが大木になって緑化率はクリアしているけど、ケヤキは良くないなとか、旧道のウラジロモミとか、そういう明治時期に植林された大木の話があって、そういうものが、大木になって大変危険かっていう意見があるっていうのが、一つのきっかけだったと思うんですけど、その大木になりすぎた危険なものについてはどうするということはほとんど書かれてないと思うんですけど、どうなのでしょう。

【部会長】 (●●●●●●●●)

検討始まったばかりなんんですけど、いろんな意見があって、倒木の危険性についてもある程度ルールを作った方がいいかも分かりませんね。

【事務局 B】 (●●●●●●●●)

5 ページのところに、抽象的な表現になってしまいますが、(1) 管理関係のところになりまして、「維持管理ができないほどの大木化した樹木は世代更新に努めること」ということで、そういった管理できないものは、やはり世代更新に努めていかなければ、災害等において対応できないというふうに考えておりますので、このように記載させていただきました。

【E 委員】 (●●●●●●●●)

旧道の奥の方か、石垣の上に大木ができてしまって、道を拡幅することもままならないような状態なので、気にはなっているのです

けど、そういうウラジロモミの世代更新というのは、伐採したらダメになっちゃうので、おまけに人が昔植えたものなので、そういうことについても、より適切な樹木というような形で、曖昧にしているのですけど、そこら辺も今後検討していただきたいと思います。

【F 委員】 (●●●●●●●●)

「維持管理できないほど大木化した」とは非常に表現が抽象的なので、今後、もう少し具体的にやっていただきたいなと思います。旧道のあたりの樹木って、家にも大きな木が何本か倒れそうになつて、3年前に何本か切りましたけども大変です。クレーン入れてやらなきゃいけないので費用もかかるし、そんなことも含めてここを維持するのだったら、多少町の方が、どんな補助をしてくれるのかというところまで踏み込んで考えてもらわないと、切った後どうしたらいいかっていうのも、これ見ただけではよく分からないですね。切った分は植えられるところに、2、3メートルの苗木持ってきて植えましたけども、そういったこととかも具体的にもう少し明確にしていくっていうのが必要かなというふうに思います。

【事務局 B】 (●●●●●●●●)

何メートル以上の木を伐採っていうようなものが、木の樹種によって全く異なってきてしましますので、そのように書こうとも思ったのですが、専門家に話を伺うと、「それは樹種によっても千差万別なので、ひと言で何メートル以上は危険とか、そういうことは言えません」という回答を頂いています。すべての樹種について、何メートルどうこうと書くと大変なボリュームになってしまふので、そういうことは現実的ではないのかなというのがあって、このような表現にはさせていただいたというところではあります。

補助関係のお話になりますが、こちらの資料13ページのところで支援制度の記載はさせていただいておりますが、危険かどうかというところが、なかなか判断できないというところがありますので、そういう場合については、まずは樹木医の診断・相談事業というのが、町として無料で行っておりますので、それを受けていただきまして、その後に危険だというふうに判断されたものについては、伐採そして植栽に関する補助を行っておりますので、こういったものも活用していただければなというふうには思っています。

【部会長】 (●●●●●●●●)

そろそろ時間の関係もあるものですから、その他何かあれば、よろしくお願ひいたします。

【A委員】 (●●●●●●●●)

参考ですが、旧軽井沢の景観育成住民協定では、各協定文書の付録として、旧軽井沢にふさわしい樹木のリストを専門家の知見を踏まえて添付しており、協定関係者と共有しています。

【事務局B】 (●●●●●●●●)

今回の基本方針については、あくまでも基本的な方針だというものになっていまして、先ほどご説明した通り、これから植栽ガイドラインというものを、来年、再来年度に作成する予定です。

その中において、適切な樹種、樹木をこういったところに配置してくださいとか、より具体的なものを示させていただこうというふうには考えています。

【部会長】 (●●●●●●●●)

それ以外に何か説明する点があればお願ひいたします。

【事務局B】 (●●●●●●●●)

では、議題のその他でございますが、2点ございます。まず1点目といたしまして、民泊に関して自然保護対策係より報告がございます。

【②委員】 (●●●●●●●)

民泊事業に関して報告させていただきます。

全国的に問題になっている民泊事業ですが、町内においても騒音等の苦情が特定の民泊施設で顕著化し、恒常化している状況にあります。

旅館業法に基づく宿泊施設について、自然保護対策要綱等改正検討部会で議していただき、「宿泊施設における営業者や従業員・使用人等の駐在」について、本年8月28日に自然保護対策要綱の一部改正が告示され、駐在について土地利用行為の手続等に関する条例に基づく事前協議において指導を行っている状況です。

町では、民泊施設等の取扱基準に基づき、町内全域で認めない姿勢で臨んでいるところですが、住宅宿泊事業法に基づく民泊施設は長野県に届出をすることにより営業が可能となること、また旅館業

法に基づく宿泊施設は、町の要綱による規制だけでなく、旅館業法における許認可権限を持つ長野県に問題解決にあたっていただきたいことから本年11月11日に閑副知事に「民泊事業に関する要望書」を手交しました。

要望事項については、1点目として「条例によるゼロ日規制を認めるケースを緩和するよう国へ働きかけることについて」、2点目として「旅館業施設へ営業時間中に営業従事者が駐在するよう条例で義務付けることについて」、3点目として「引き続き民泊サービス施設への監視・検査の強化を図ることについて」、以上、3事項になります。

意見交換において、閑副知事に実態を知っていただき、「県として具体的にどう対応すべきかという実務的なことから、しっかりと打ち合わせをしましょう」という話をいただき、現在、県の担当者と対応方法について打ち合わせを行っている状況です。

以上、報告させていただきます。

【部会長】 (●●●●●●●●)

それ以外にありますか。

【事務局B】 (●●●●●●●●)

もう1点になります。全ての項目で欠席委員の意思確認が必要となりましたので、部会終了後に欠席委員に確認を行いたいと思います。その結果、過半数又は3分の2以上の賛同が得られたことについては事務を進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上となります。

【部会長】 (●●●●●●●●)

その他、何かないでしょうか。

【F委員】 (●●●●●●●●)

ご説明いただきましてありがとうございます。民泊については、私も個人的に苦情を聞いておりまして、そういう意味では少し前に進んでいるのかなというふうに思いますので、ぜひ、この県とこの町の矛盾を解消していただいて、問題点があるところに対しては厳しく指導できるように進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【部会長】 (●●●●●●●●)

以上で協議事項は終了しますので、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

【事務局 A】 (●●●●●●)

部会長、議事進行、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会を終了といたします。皆様、ご協力ありがとうございました。